

凜翔 絆

## 3. 会議規則に沿った議会運営について

### 【以前の提案】

- ・議案審査については、委員長の「次に、委員外議員による質疑に入ります。質疑等はございませんか。」を委員長次第から削除する。
- ・調査事項の審査については、委員長の「委員による質疑終結後、委員外議員から質疑を受けることでよろしいでしょうか。」を委員長次第から削除する。これにより、必然的に「次に、委員外議員による質疑に入ります。質疑等はございませんか。」の次第は削除される。
- ・委員外議員が発言の申し出をする場合には、委員による質疑終結後に行う。
- ・委員外議員から発言の申し出があった際は、委員会でその許否を決める。
- ・別の委員外議員が発言の申し出をする場合には、先の委員外議員の発言の終結後に行う。
- ・別の委員外議員から発言の申し出があった際も、同様に委員会でその許否を決める。
- ・以上のような会議運営に変更しても、なお委員外議員による本来の制度趣旨から逸脱した発言が目立つようであれば、委員外議員の発言においては、基本的な事項の確認や自身の要望はできないことを申し合わせすることも検討すべきではないかと考える。

### 【新たな提案】

- ・議案審査については、委員長の「次に、委員外議員による質疑に入ります。質疑等はございませんか。」を委員長次第から削除する。
- ・調査事項の審査については、委員長の「委員による質疑終結後、委員外議員から質疑を受けることでよろしいでしょうか。」を委員長次第から削除する。これにより、必然的に「次に、委員外議員による質疑に入ります。質疑等はございませんか。」の次第は削除される。
- ・委員外議員の発言を通告制とする。
- ・委員外議員から発言の通告があった際は、委員会でその許否を決める。
- ・複数の通告内容が関連する場合、その関連する内容ごとに進めていく。
- ・委員の発言が一通り終わった後、委員外議員の通告書による発言を行い、再度委員による発言を行うことができる。